

「北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」

あっせん受付を延長します

新型コロナウイルス感染症の流行により事業活動に影響を受けている中小企業者の経営の安定を図るため、あっせんの受付期間を延長します。
また、令和2年5月20日（水）から創業3か月以上1年未満の方も対象となります。

1 受付期間・限度額

令和2年9月30日（水）まで

融資限度額 1,000万円
※創業3か月以上1年未満の方は500万円

2 あっせんの対象者

- (1) 個人は区内に住所、法人は区内に本店登記を有し、原則として引き続き3か月以上同一場所で同一事業を営む中小企業者。
- (2) 個人及び創業3か月以上1年未満の中小企業者にあつては前年度の特別区民税・都民税、法人は前期の法人都民税を完納していること。
- (3) 東京信用保証協会の保証対象業種であること。（原則、東京信用保証協会の保証承諾が必要となります。）
- (4) 適切な事業計画と確実な資金計画があること。
- (5) 現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高が前年同期と比較して減少していること。創業3か月以上1年未満の中小企業者についてはセーフティネット保証第4号または第5号の認定を受けていること。

3 融資条件

融資限度額	1,000万円 ※創業3か月以上1年未満の方は500万円
融資期間	5年以内（据置期間12か月以内を含む）
資金使途	運転資金
融資利率	1.9%以内
利子補給	1年目 1.9%（本人負担0%） 2年目以降 1.5%（本人負担0.4%以内）
信用保証料	全額補助（実際の支払額）

裏面もお読みください

4 必要書類



	個人	法人
1	北区融資あっせん申込書（区所定の用紙）※1	
2	利子補給請求書（区所定の用紙）※1	
3	信用保証料請求書（区所定の用紙）※1	
4	最新の所得税確定申告書・決算書のコピー ・税務署受付印のある確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書（電子申告をしている場合はメール詳細を添付）	最新の法人税確定申告書・決算書のコピー ・税務署受付印のある確定申告書、決算報告書、法人事業概況説明書（電子申告をしている場合はメール詳細を添付）
5	前年度の特別区民税・都民税の納税証明書※2	前期分の法人都民税の納税証明書※3
6	売上高計算書及び理由書（区所定の用紙）※1	
7	売上高の減少が確認できる書類（決算書、試算表、売上台帳、帳簿等）	
8	【創業3か月以上1年未満の方】 ①開業計画書 ※1、※4 ②セーフティネット保証第4号または第5号認定書の写し ※4	

※1 区のホームページからダウンロード可能

※2 非課税の方は非課税証明書

※3 創業3か月以上1年未満の法人については前年度の特別区民税・都民税の納税証明書または非課税証明書

※4 セーフティネット保証の認定は、別途申請が必要です。認定に関する必要書類及び開業計画書の準備ができましたら、事前に面談のご予約をお願いします。詳しくはHPをご覧ください。

セーフティネット保証について
第4号HP 第5号HP



5 受付・お問い合わせ

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

北区産業振興課経営支援係

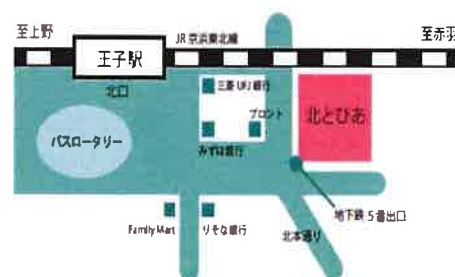
〒114-8503

北区王子1-11-1 北とびあ11階

電話：03-5390-1237

FAX：03-5390-1141

メール：shien@city.kita.lg.jp



<北区産業支援情報メールマガジンのご案内>

北区や東京都、国、他の団体が行う区内事業者向けのセミナー・イベント情報、補助金や融資の制度などの情報をピックアップして配信しています。新型コロナウイルス感染症に関する情報も配信しています。是非ご登録ください。

